

# 土木工事設計要領

## 第Ⅲ編 道路編

令和5年4月

九州地方整備局

# 土木工事設計要領

## 第Ⅲ編 道路編

## 土木工事設計要領の取り扱いについて

- 1 この設計要領は、九州地方整備局で施工する土木工事の設計要領に適用する。
- 2 この設計要領によらない土木工事については、本局担当課と協議し、施行すること。
- 3 この設計要領は、

第Ⅰ編 共通編

第Ⅱ編 河川編（河川・海岸・砂防）

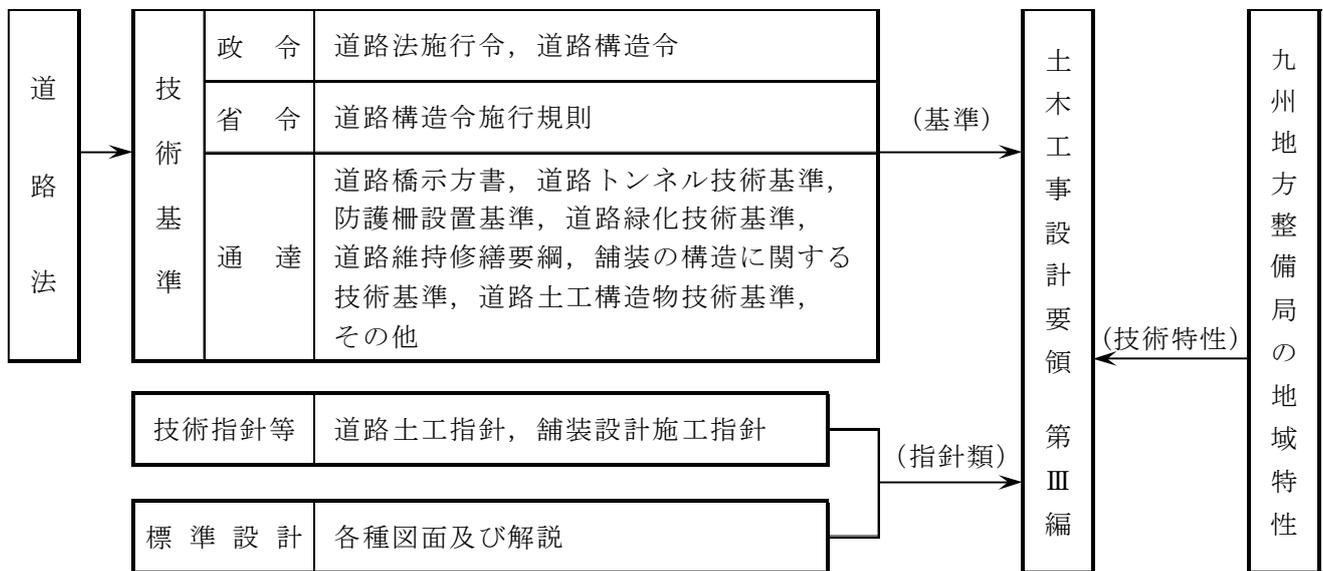
第Ⅲ編 道路編（道路・橋梁・トンネル）

の3編に分冊されている。

## 土木工事設計要領の目的

設計要領は、設計担当者が道路構造令、各種の示方書、通達、指針等の道路に関する技術基準を使用して設計するにあたり、九州地方整備局において統一的な運用を示すものの作成が望まれたために刊行されたものである。

編集にあたっては下図のような概念で行われ、本設計要領には標準的な基準を記述してある。よって、利用するにあたっては、個々の諸基準本来の制定の背景やそれらが意図することを的確に把握し、合理的な設計となるよう努められたい。なお下図は、本設計要領にない基準類について、その使用を否定しているものではないので、新技術、新工法、コスト縮減技術等については積極的に導入し、技術開発への研鑽にも努められたい。



注) 河川に係わる構造物の設計は、別に定められた法律や技術基準より行われているので注意すること。

設計は示方書及び通達が全てに優先するので、示方書等の改訂通達等により、その内容が当設計要領と異なった場合は、設計要領の内容を読み替えるものとする。

# 土木工事設計要領の適用範囲

## 1 構成

土木工事設計要領は、第Ⅰ編 共通編，第Ⅱ編 河川編，第Ⅲ編 道路編からなっている。道路設計に関するものは、このうちの「第Ⅲ編道路編」の各章、各節によるものとする。

## 2 適用の範囲

本設計要領は、九州地方整備局で実施する直轄道路の計画及び設計に適用するものである。

なお、九州地方整備局で受託する道路の計画・設計については、受託者側の設計基準によるほか、この設計要領を適用するものとする。

## 3 適用の期間

本設計要領刊行後から、次回改訂版刊行後までの適用とする。ただし、この間に各種示方書や指針類の基準の制定や改訂があった場合、その制定・改訂趣旨を十分に把握し、弾力的に運用するものとする。

## 4 適用の除外

次の各項目に該当する場合は、本設計要領によらないことができるものとする。

- 1) 高規格幹線道路等で、特別な配慮が必要な場合。
- 2) 大規模又は特殊な工事で、特別な配慮が必要な場合。
- 3) 新技術や新工法による場合。
- 4) その他、本設計要領によりがたい場合。

# 土木工事設計要領の留意事項

## 1 一般的留意事項

設計要領の適用にあたっては、各種の設計，設計条件等を勘案の上、安全性，使用目的の適合性，維持管理の容易さ，環境との調和，経済性等を考慮して、合理的な設計となるように努めなければならない。

## 2 参考資料等

設計要領の本文中に、「標準図」「参考図」「…の例」として、具体的な形状を示したものと及び、本文の他に「参考資料」と称する附則文を含めたものから構成されている章、あるいは節がある。これらについては下表を意図しているので適正に運用されたい。

標準図	設計の指針となる標準的寸法、構造等を表すもので、設計思想、留意点及び取合等の標準を示したもの。
参考図 ……の例	標準と思われる一例を示したものであり、詳細設計の際の設計図面作成の参考とするもの
参考資料	本設計要領を適正に運用していくための補足的な説明と、新たな基準（案）等が策定されたが今回の改訂時点で本文に至らなかった事項等を、附則文としたもの。

## 3 各種基準の改定について

設計要領は、改訂時点の各示方書や指針類の技術基準等を元に編集されている。今後、これらの基準類の改定等が行われる場合があるので留意されたい。

## 4 協議（問い合わせ）先

設計要領に記載した事項について、「担当課と協議すること」としているものの協議先、および設計要領の内容についての質問の担当部署は次の通り。

設計要領の各章各節	担当課	担当係
第1章 道路設計 第1節 道路設計 第2節 土工	道路工事課	改良係
第3節 舗装	道路工事課	舗装係
第4節 擁壁 第5節 排水 第6節 ボックスカルバート	道路工事課	改良係
第2章 橋梁設計	道路工事課	構造係
第3章 トンネル設計	道路工事課	改良係
第4章 維持修繕	道路工事課	改良係 道路管理課
第5章 交通安全施設	道路工事課	改良係 交通対策課
第6章 道路付属物	道路工事課	改良係
第7章 その他	道路工事課	改良係 道路管理課

## 5 設計条件の表示

構造物等の設計に用いた条件等については、現場での施工（管理）の段階まで正しく伝えられるように、構造一般図等に明記することとする。表示すべき条件の項目等詳細は、構造物の種類や形式等によって異なるので、それぞれ本設計要領の各章及び各節によるものとするが、一般的には概ね次のようなものがあげられる。

- 上載荷重等の条件
- 裏込土の条件
  - 単位重量、内部摩擦角等
- 地盤の条件
  - 直接基礎の摩擦係数
  - ボーリング柱状図
  - 地下水位の条件
- 施工条件
  - 地盤支持力とその確認
  - 杭基礎における、頭部及び先端の処理方法等

## 6 語句の意味

設計要領の各記述に用いられている語句の意味は次表のとおりとする。

末尾に置く語句	語句の意味
<p>……する。            ……するものとする。            ……とする。            ……によるものとする。            ……とおりとする。            ……しなければならない。</p>	<p>理論上又は実際の根拠に基づく規定。又は、企画や取扱いを統一する必要から設けた規定。            明確な理由がない限り、当該規定を犯してはならない。</p>
<p>……原則として……とする。            ……を標準とする。            ……を基本とする。</p>	<p>周囲の状況等によって、一律に規定することはできないが実用上の必要から設けた規定。            規定の趣旨を逸脱しない範囲であれば、必ずしも当該規定に従う必要はない。</p>
<p>……するのがよい。            ……するのが望ましい。</p>	<p>理論上又は実際上の根拠に基づく規定ではあるが、簡易を旨とするものなどに対し、厳重にそこまで規制する必要はないと思われる規定。            特に大きな支障がない限り、当該規定に従わなければならない。</p>
<p>……してもよい。            ……することができる。</p>	<p>① 厳密な検討を行った上で設計するのがよいが、設計を簡単にすることを旨とするときの便宜上、簡便法を与えた規定。            厳密な検討を行う場合には、それが当該規定に優先する。            ② 規定がすべて安全側に作られているため、それぞれそのまま適用すると厳しすぎる場合に緩和するための規定。            安全側に過ぎることが明らかな場合には、緩和規定によってよい。</p>

注) この表は、本設計要領の各記述の末尾に置く語句の意味を明らかにして、適用上の疑義を防ぐために設けた。